

別表六(十二)

「16」、「22」又は「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表六(十二)

平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 御注意ください。資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等(特定生産性向上設備等に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください)は、出資金の額が一億円以下の法人であったとしても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事業種目	2	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	
資産区分	3	<p><b>「22」欄</b></p> <p>中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等の場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第8項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00492」</p> <p>③ 「適用額」欄：「22」欄の金額</p>						
種	4							
機械装置等の名称	5							
取得年月日	6							
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	円	
<p><b>「16」欄</b></p> <p>中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(特定生産性向上設備等以外のもの場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第7項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00043」</p> <p>③ 「適用額」欄：「16」欄の金額</p>								
当期	当 期 税 額 控 除 限 度 額	11	$(10) \times \frac{7}{100}$	期 分	性 上 設 備 等	法 人 税 額 超 過 構 成 額	21	(別表六(二十五)「18の②」)
	調 整 前 法 人 税 額	12	(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)		特 定 上 設 備 等	当 期 税 額 控 除 額	22	$(20) - (21)$
	当 期 税 額 基 準 額	13	$(12) \times \frac{20}{100}$		特 例 繰 越 分	取 得 価 額 の 合 計 額	23	(9)のうち(6)が特例対象事業年度等の特定期間内である特定生産性向上設備等に係る額の合計額
	当 期 税 額 控 除 可 能 額	14	(11)と(13)のうち少ない金額		特 定 上 設 備 性 等	繰 越 限 度 超 過 加 算 額	24	$(23) \times \frac{7}{100}$
	法 人 税 額 超 過 構 成 額	15	(別表六(二十五)「17の②」)		前 期	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額	25	$(13) - (14) - (20)$
	当 期 税 額 控 除 額	16	$(14) - (15)$		繰 越	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額	26	(31)の計
	特 定 生 産 性 上 向 上 設 備 等	17	取 得 価 額 の 合 計 額		分	同 上 の うち 当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額	27	(25)と(26)のうち少ない金額
	税 額 控 除 限 度 額	18	$(17) \times \frac{7}{100}$		期 分	法 人 税 額 超 過 構 成 額	28	(別表六(二十五)「16の②」)
	当 期 税 額 基 準 額 残 額	19	$(13) - (14)$		繰 越	当 期 繰 越 税 額 控 除 額	29	$(27) - (28)$
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	30	$(16) + (22) + (29)$		期 分			
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額 等	翌 期 繰 越 額	(31) - (32)				
平 平 平	①	32	33					
平 平 平	②							
計								
当 期 分	生 産 性 以 外	(18)	(20)	外				
	生 産 性							
当 期 分 計								
合 計								
機 械 装 置 等 の 概 要								
<p><b>「29」欄</b></p> <p>中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第9項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00044」</p> <p>③ 「適用額」欄：「29」欄の金額</p>								